

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 実施要綱説明資料

(趣旨)第1条

この要綱は、一人ひとりが互いの人権を尊重し、性の多様性への理解を深めるとともに、性的少数者をはじめ、様々な事情によって婚姻制度や養子縁組制度を利用できないことから悩みや生きづらさを抱える市民の気持ちに寄り添い、地域とともに支え合いながら、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するために、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項を定めるものです。

(定義)第2条

(1) パートナーシップ

お互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した二人の関係

(2) ファミリーシップ

パートナーシップにある二人の一方または双方の子を始めとした近親者（三親等内の者）、その他市長が適当と認める者を含めて家族であることを約束した関係

(3) ファミリーシップ対象者

ファミリーシップにある者のうち、パートナーシップにある二人以外の者

(4) 宣誓

パートナーシップまたはファミリーシップにあることを、市長に対して誓うこと

(5) 申告

岩倉市に転入する前に、連携自治体にて宣誓し、受理証明書の交付を受けている二人がその事実やパートナーシップまたはファミリーシップにあることを市長に対して申し出ること

(宣誓及び申告の要件) 第3条

○宣誓（申告）ができる者は、パートナーシップの関係にあり、次の全てに該当します。

- (1) 双方が成年に達していること。
- (2) 双方または一方が市内に住所を有すること。または、宣誓（申告）する日から3か月以内に市内に転入する予定をしていること。
- (3) 双方に配偶者（事実婚を含む。）がいないこと。ただし、共に宣誓する者同士が事実婚の関係にある場合は除きます。
- (4) 双方が他の者とパートナーシップまたはそれに類する関係にないこと。
- (5) 双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう。）の関係にないこと。ただし、共に宣誓する者同士がパートナーシップの関係であること理由に養子縁組をしている場合を除きます。
- (6) ファミリーシップ対象者が未成年（17歳以下）の場合、宣誓をしようとする者の双方または一方と生計が同一であること。

(宣誓の方法) 第4条

- 宣誓をしようとする者は、市職員の面前で宣誓書を自ら記入し、必要書類を添えて提出し、宣誓します。なお、宣誓書の記入を自ら行うことができない場合は、市長が適当と認める者が代筆することができます。
- あらかじめ宣誓をしようとする日時を市と調整し、原則として、パートナーシップにある二人で宣誓します。
- 宣誓書の提出は、市長が指定する場所で行います。

必要書類

- ・市内に住所を有することを証明することができる書類
- ・宣誓時に市内に住所を有していない場合は、市内へ転入する予定を確認できる書類
- ・現在婚姻をしていないことを証明する書類
- ・近親者等とファミリーシップにあることを申告しようとする場合は、近親者等の同意書（15歳以上である場合）とその関係を確認できる書類
- ・その他市長が必要と認める書類

（申告の方法）第5条

- 申告をしようとする者は、市職員の面前で申告書を自ら記入し、必要書類を添えて市長に提出します。なお、宣誓書の記入を自ら行うことができない場合は、市長が適当と認める者が代筆することができます。
- あらかじめ申告をしようとする日時を市と調整し、原則として、二人で申告します。
- 宣誓書の提出は、市長が指定する場所で行います。
- 申告書を提出した者は、宣誓書を提出し宣誓をしたものとみなします。

必要書類

- ・岩倉市へ転入する前に連携自治体から交付を受けた受理証明書等
- ・市内に住所を有することを証明することができる書類
- ・宣誓時に市内に住所を有していない場合は、市内へ転入する予定を確認できる書類
- ・近親者等とファミリーシップにあることを申告しようとする場合は、近親者等の同意書（15歳以上である場合）とその関係を確認できる書類
- ・その他市長が必要と認める書類

（本人確認）第6条

- 手続きを希望する者が本人であることを確認するため、次のいずれかの書類を提示してもらいます。
 - (1)個人番号カード（マイナンバーカード）
 - (2)運転免許証
 - (3)旅券（パスポート）
- ※その他、官公署が発行した免許証、許可書、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの、特に市長が認めるもの

（受理証明書等の交付）第7条

- 市長は、宣誓書の提出があったとき、その内容を確認し、適当と認めたときは、宣誓者に対し、受理証明書と受理証明カードを交付します。
- 受理証明書はパートナーシップ1組につき1枚交付し、受理証明カードは宣誓者それぞれに1枚交付します。
- 宣誓者の近親者等から受理証明カード交付申出書の提出があったときは、当該近親者等に関する事項が記載された受理証明カードを交付します。
- ※転入予定者には、受理証明書等の交付に代えて、転入予定者受付票を交付します。その後、宣誓をした日から3カ月以内に市内に転入し、転入の事実を証明する書類を添えて、市長に提出があったときに受理証明書等を交付します。

（通称名の使用）第 8 条

○宣誓書や受理証明書等に記載する氏名について、性別違和など特に理由があるときは、戸籍上の氏名に代えて通称名を使用することができます。ただし、宣誓書と受理証明書等の裏面部分には、本名が記載されます。

必要書類

- ・通称名を使用していることを確認することができる書類

（近親者等に関する記載）第 9 条

○宣誓者の一方または双方に近親者等がいる場合であって、ファミリーシップの関係にあり、受理証明書等に近親者等の氏名と生年月日の記載を希望するときは、近親者等の氏名等が記載された宣誓書とともに、必要書類を市長に提出することで、受理証明書等に記載することができます。

○15 歳以上の近親者等が、受理証明書等に氏名等の記載を希望するときは、同意書を自ら記入するものとします。なお、同意書の記入を自ら行うことができない場合は、市長が適当と認める者が代筆することができます。

必要書類

- ・近親者等である事実が確認できる書類
- ・近親者等の記載に関する同意書（15 歳以上である場合）
- ・その他市長が必要と認める書類

（近親者等に関する記載事項の削除）第 10 条

○宣誓書に氏名等を記載された 15 歳以上の近親者等は、市長に申立書を提出することにより、受理証明書等から氏名等を削除するよう申立てることができます。

○市長は、申立書の提出があったときは、近親者等の氏名等を削除した受理証明書等を交付するとともに、削除する前の受理証明書等の返還を受けます。ただし、受理証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、受理証明書等の返還は不要です。

（宣誓事項の変更）第 11 条

○宣誓書の記載事項に変更があったときは、変更届に変更事項を証明することができる書類と受理証明書等を添えて、市長に提出しなければなりません。

○市長は、変更届出の提出があったときは、その内容を確認の上、必要に応じ変更後の受理証明書等を交付します。

（受理証明書等の再交付）第 12 条

○受理証明書等を紛失し、毀損し、または汚損したときは、市長に再交付申請を提出することにより、受理証明書等の再交付を受けることができます。

（受理証明書等の返還）第 13 条

○次のいずれかに該当するときは、返還届に受理証明書等を添えて、市長に提出しなければなりません。ただし、宣誓者の一方が死亡した場合であって、近親者等と引き続きファミリーシップ関係の継続を希望する場合は、返還は不要です。

(1) パートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の双方が共に市内に住所を有しなくなったとき。ただし、連携自治体へ転出した場合を除く。

- (3)宣誓者の一方が死亡したとき。
- (4)第14条の規定により、宣誓が無効となったとき。
- (5)その他、返還すべき事由が生じたとき。

(無効となる宣誓) 第14条

- 次のいずれかに該当する宣誓は、無効とします。なお、無効となった宣誓者は、返還届に受理証明書等を添えて、市長に提出しなければなりません。
 - (1)宣誓書に記載した事項に虚偽があったとき。
 - (2)受理証明書等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと市長が認めるとき。
 - (3)第3条の各号の規定に反しているとき。
 - (4)第7条第3項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

(返還又は無効に係る交付番号の公表) 第15条

- 市長は必要があると認めるときは、返還または無効とした受理証明書等の交付番号を公表することができます。

(宣誓内容証明書の交付) 第16条

- 受理証明書等の交付を受けた者や当該受理証明書等に記載された近親者等は、宣誓内容証明書交付申請書を市長に提出し、宣誓内容証明書の交付を受けることができます。

(個人情報の保護) 第17条

- 市長は、この要綱による事務の遂行のために収集した個人情報を適正に管理し、及び宣誓者等の秘密を守るために必要な措置を講じなければなりません。

(宣誓制度の周知等) 第18条

- 市長は、市民、事業者等が宣誓制度の趣旨を理解するとともに、これを尊重し、公平かつ適切な対応をすることができるよう周知及び啓発に努めます。
- 市長は、宣誓制度について、他の地方公共団体と必要な連携がなされるよう努めます。
- 市長は、施策の推進に当たっては、宣誓制度の趣旨を尊重し、宣誓者に十分配慮します。